

## 委託契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、工事監理業務委託仕様書（別添の図面、仕様書、別冊の工事請負契約書、設計図書及び工事標準仕様書等をいう。以下「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他業務を完了するために必要な一切の手段（以下「履行方法等」という。）については、この契約書及び工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、届出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬ。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 工事監理仕様書において別に定めがある場合を除き、工事監理仕様書の記載内容をこの約款より優先するものとする。
- 10 この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、この契約書又は工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 この契約書を電子契約により締結する場合には、電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に定める契約日より効力を有するものとする。

### (秘密の保持)

- 第2条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた設計図書等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

### (工程表等)

- 第3条 受注者は、この契約締結後、工事監理仕様書に基づき、速やかに工程表を作成し、着手届とともに、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により契約期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは、「当該請求があった日以後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めた場合は、受注者は、工程表の提出を省略することができる。

### (権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、この契約を履行する上で得られた図面、書類、記録等（以下「図面等」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、工事監理仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 受注者は、業務の履行に当たり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を発注者に請求しないものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したものほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者、受注者の代理人又は次条に定める受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答

(3) この契約の履行に関する受注者、受注者の代理人又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(業務責任者及び監理業務技術者)

第8条 受注者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う業務責任者（工事監理仕様書に定めた技術者をいう。以下同じ）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。ただし、受注者は、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せざり自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務の技術の管理及び統括を行う監理業務技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 業務責任者と監理業務技術者は、これを兼ねることができる。

(監理業務技術者等に対する措置請求)

第9条 発注者は、業務責任者、監理業務技術者、受注者の使用人又は第5条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、速やかに発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となつた貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

(工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第12条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が当該不適合又は当該発注者の指示が適切でないことを知りながらこれを発注者に対し通知しなかつたときは、この限りでない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいづれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 第1条第1項に定める工事監理仕様書を構成する図面、仕様書等及びこれらにおいて定める資料、規準等の間に相違があること（工事監理仕様書において、これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 工事監理仕様書にごびゅう又は脱漏があること。

(3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項に定める調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理仕様書の変更)

第14条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第16条において「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、

履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第16条 受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第16条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう配慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第17条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第18条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第19条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第20条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 前2項の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第21条 業務の完了前に、業務を行うに当たり生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるもの含む。）によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務を行うに当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならぬときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるも

のを含む。)によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であるなど、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える工事監理仕様書の変更)

第23条 発注者は、第12条から第18条まで(第16条の2を除く。)、又は第21条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(検査及び引き渡し)

第24条 受注者は、業務が完了したときは、直ちに発注者に対して検査の請求をしなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査(以下「完了検査」という。)の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。

- 4 受注者は、前2項の検査に立ち会わなかつたときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 5 検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。

- 6 第2項の検査に合格したときをもって、業務報告書の引き渡しを完了したものとする。

- 7 受注者は、第2項の完了検査に合格しないときは、直ちに不合格となった業務を履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第25条 受注者は、前条第2項(同条第7項の規定により準用される場合を含む。)の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項(同条第7項の規定により準用される場合を含む。)の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

第26条 受注者は、契約書に記載の契約保証金を納付した場合において、契約金額が増額となるときは、変更後の契約金額の10分の1の額と既納保証金額との差額を発注者の請求により納入しなければならない。また、契約金額が減額となるときは、変更後の契約金額の10分の1の額と既納保証金額との差額の返還を請求することができる。ただし、契約金額が増額となる場合で、既納保証金が未払の契約金額の10分の1以上あるときは、受注者は更なる納入を要しない。

- 2 発注者は、第24条第2項(同条第7項の規定により準用される場合を含む。)の完了検査に合格したとき又は第33条第1項、第34条若しくは第34条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の請求により、当該請求があつた日から30日以内に契約保証金を返還する。

- 3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

- 4 受注者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に福生市を被保険者とする履行保証保険契約(以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。)を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証(以下「契約保証金に代わる担保」という。)を受ける場合は、当該保証契約及び保証は第40条の2第3項

各号に規定する者による契約解除の場合についても保証するものでなければならない。

(部分払)

第27条 発注者は、業務の完了前に、受注者の既に業務を完了した部分について、受注者の部分払請求を相当と認めるとき（契約書、工事監理仕様書、入札心得等において、受注者の部分払請求回数について制限を定めた場合は、その回数の範囲内で相当と認めるとき。）は、検査に合格した履行部分に相応する契約金額相当額（以下「履行部分の代価」という。）の10分の9以内で発注者が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の履行部分の代価は、発注者が認定する。

(部分払金の不払に対する受注者の業務中止)

第28条 受注者は、発注者が前条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第29条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が負うべき責任は、第24条第2項又は第27条第1項の規定による検査に合格したことを持って免れるものではない。

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第24条第6項の規定による引渡しを受けた日（以下「引渡し日」という。）から業務の対象となる工事の目的物竣工後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行う期間は、引渡し日から10年以内とする。

4 発注者は、業務の完了の際にこの契約に関して受注者の違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかるわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。受注者は、その違反があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、受注者の違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながら、これを直ちに発注者に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第30条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額から第27条の規定による検査に合格した既に業務を完了した部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(発注者の催告による解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと

発注者が認めるとき。

(3) 業務責任者を定めなかつたとき。

(4) 正当な理由なく、第29条第1項の履行がなされないとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行妨害したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第31条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 福生市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第35号）第11条の規定に基づく福生市における契約に関する特約書（以下「特約書」という。）第3条第1項第1号に該当する者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第34条又は第34条の2の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条 第31条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第33条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第31条又は第31条の2の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第34条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第34条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により工事監理仕様書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第34条の3 第34条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除等の効果）

第35条 この契約が解除され、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

- 2 業務の完了前にこの契約が解除された場合等に受注者が履行した業務に関して、受注者が発注者に提出すべき記録等がある場合は、受注者は発注者に対し、その記録等を提出しなければならない。
- 3 受注者は、発注者に対し業務の完了前にこの契約が解除された場合等に、既に業務を完了した部分に相応する契約金額相当額の支払を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の請求があった場合は、既に業務を完了した部分を確認するための検査を行い、履行部分の代価を受注者に支払わなければならない。
- 5 既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、第4項の支払を行い、その引渡しを受けるものとする。
- 6 履行部分の代価は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除等に伴う措置）

第36条 受注者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有又は管理する業務の材料、工具その他の物件（第5条第2項の規定により受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、第31条、第31条の2又は第36条の2第2項第2号又は同条3項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第33条、第34条又は第34条の2の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第36条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 債務の不履行があるとき。
  - (2) 第31条又は第31条の2の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当

する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第31条又は第31条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第31条の2第7号及び第9号から第11号の規定によるときは、この限りでない。

（受注者の損害賠償請求等）

第36条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第34条又は第34条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第27条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額にこの契約の締結の日における法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるときは100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

（賠償の予定）

第37条 受注者は、第31条の2第1項第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第31条の2第1項第11号のうち、受注者の刑法198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第38条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（紛争の解決）

第39条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、業務責任者と監理業務技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人若

しくは受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第9条第2項の規定により受注者が決定を行った後又は同条第4項の規定により発注者が決定を行った後でなければ、発注者及び受注者は、前2項の調停又は訴えの提起をすることができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第40条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、届出、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第41条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。